

## 5. 大学教員の養成（大学院、大学院における訓練）

大学教授資格取得のための特別の課程が設けられているわけではない。ボローニャ・プロセスにともなう新しい学習課程では、大学教員を目指す者は、学士、修士、博士の各課程を経て、博士号を取得する。その後、学術協力者、ジュニアプロフェッサー（任期付）等を経て、教授に就任する。学術協力者、ジュニアプロフェッサー等の経験を通して、教授学等の教育的資質が涵養される。大学教授資格の付与にあたり教育的資質を有しているかが判定される。

## 6. 大学教員の任用（採用主体・手続、公募/指名、選考方法、採用の一般的な基準）

### 6-1. 任用に至る一般的な流れ

各州、各大学による相違はあるが、おおむね次のような順序で行われる<sup>19</sup>。

- ① 招聘手続きは公募から始まる。雑誌、インターネット等に掲載される。
- ② 招聘委員会（Berufungskommission）が設けられ、同委員会は、公募に応じた者のなかから、適任と思われる候補者（複数）を選ぶ。
- ③ 招聘委員会は、プレゼンテーション（公開講演）の場を設定し、候補者は当該専門分野における研究について発表する。そのあと、招聘委員会は、候補者と面談する。
- ④ ③をもとに招聘委員会は、通例候補者を3名に絞り、順位と所見（Gutachten）を付した招聘提案文書を作成する。
- ⑤ 招聘提案文書は、学部教授会、大学評議会等の承認を経て、州文部省に提出される。
- ⑥ 文部省は、通例1位の者を教授に任命する（リストの順位にとらわれず任命できる）。第一候補者が招聘を辞退する場合は、第二候補者、第三候補者に打診される。すべての候補者が辞退した場合は振り出しに戻る。

なお、最終的な任命権については、州により異なる。学長を任命権者としている州もある。

特記すべき点と次のような事柄が挙げられるであろう<sup>20</sup>。

- ・公募義務（Ausschreibungspflicht）がある。
- ・同一学内からの招聘（Hausberufung）は、理由のある特別の場合に限り認められる<sup>21</sup>。
- ・招聘のための手続きに要する期間（Verfahrensdauer）は、6か月から2年間である。もっと長くかかることもある。

---

<sup>19</sup>以下の記述にあたっては、前掲注(16)の“academics.de”の中から特に Hubrath, M.(2011)を参照。

<sup>20</sup>同上。

<sup>21</sup>たとえば、ヘッセン州大学法は「同一大学の構成員の任命は、理由のある特別の場合にのみ考慮されることができる」（第72条第3項）と規定している。

- ・ 招聘委員会 (Berufungskommission) は、過半数は教授が占めるが、中間層である学術職員の代表、学生の代表も入る。審議権のみもつ者として男女同権担当官。場合によっては、障害者代表、外部の専門家、他学部の構成員、前任者が加わることもある。
- ・ 招聘委員会以外の専門家に所見書の作成を依頼する。
- ・ プレゼンテーションの形態としては、授業の実演 (Durchführung einer Lehrveranstaltung)、自分の教育、研究コンセプトの披露などがある。アドホックなプレゼンテーション (その場で与えられるテーマで) を課せられる場合もある。プレゼンテーションに引き続いて聴衆とのディスカッションがある。そのあと、招聘委員会による非公開の面談がある。
- ・ 従来は、「大学に対して権限を有する機関」(文部省)が、最終的な任命権をもっていたが、近年の動向として、任命権限が学長に移行しつつある(表 11 を参照)。

表 11 教授任命の管轄権

BW	W3 の教授：大学 W4 の教授：州首相	NI	大学
BY	大学	NW	大学
BE	大学	RP	W3 の教授：大臣 <sup>2)</sup> W4 の教授：州首相
BB	学術・研究・文化省	SL	経済・学術省
HB	大学	SN	学術・文化省
HH	ハンブルク人事局 <sup>1)</sup>	ST	大学
HE	大学	SH	大学
MV	教育・学術・文化省	TH	文部省

注1) ハンブルクの人事案件を所管する官庁

2) 教育・学術・青少年・文化省

〈凡例〉 BW = バーデン・ヴュルテンベルク、BY = バイエルン、BE = ベルリン、BB = ブランデンブルク、HB = プレーメン、HH = ハンブルク、HE = ヘッセン、MV = メクレンブルク・フォアポンメルン、NI = ニーダーザクセン、NW = ノルトライン・ヴェストファーレン、RP = ラインラント・プファルツ、SL = ザールラント、SN = ザクセン、ST = ザクセン・アンハルト、SH = シュレースヴィヒ・ホルシュタイン、TH = テューリンゲン

〈出典〉 KMK-Vereinbarung über die Besetzung von Professorinnen- und Professorenstellen an den Hochschulen Vereinbarung über die Besetzung von Professorinnen- oder Professorenstellen an den Hochschulen (2008年5月29日文部大臣会議作成資料から)

## 6-2. 公募の例

大学大綱法は「大学教員の職は、公開でかつ通常の場合国際的に、これを公募しなければならない。州法は、とりわけジュニアプロフェッサーが教授に任用される場合は、公募義務の例外を定めることができる」と規定している（HRG 第 45 条「大学教員の職の公募」）。

以下は、公募の事例である<sup>22</sup>。

### (1) ミュンヘン大学近現代史教授

- ・ミュンヘン大学歴史・芸術学部では、2012 年夏学期までに、次の教授ポストを埋めなければならない。
- ・近現代史教授（W3）
- ・教授就任者には、19 世紀全般にわたる幅広い研究及び教授能力が期待される。19 世紀の、ドイツ史の領域において、ヨーロッパ史ないしヨーロッパ史を超えた分野で、または 19 世紀のグローバル化の歴史の分野で卓越した学術的業績が期待される。第三者資金取得経験があること。
- ・採用の前提条件は、大学における学習の修了、教育的適性、博士号取得及び大学教授資格もしくは大学教授資格と同等の達成により証明される博士号を超える学術的達成またはジュニアプロフェッサーの枠内でもたらされることが出来る博士号を超える学術的達成。任命の時点で満 52 歳に達していないこと。緊急の場合、この点に関して例外を認めることができる。
- ・重度障害者は、そのほかの本質的な点で同等な資質をもつと認められる場合は優遇される。
- ・ミュンヘン大学は研究者同士のカップル（Doppelkarriere-Paare）を支援している。
- ・著作の現物は、特別な必要がある場合に提出を求める。
- ・志願書類（履歴書、成績、証明書、著作リスト）は、2011 年 3 月 15 日までに、Geschwister-Scholl-Platz 1 のミュンヘン大学歴史・芸術学部長のもとに到着しなければならない。

### (2) ベルリン自由大学 教育学教授（期限付き）

- ベルリン自由大学では、ベルリンおよびブランデンブルク州学校の質研究所（ISQ）との連携の下で、次の教授を公募する。
- ・専門領域：教育科学および心理学
  - ・学術 領域：教育科学
  - ・職名：教育制度における評価および質保証のための大学教授（Universitätsprofessur für Evaluation und Qualitätssicherung im Bildungswesen）
  - ・給与体系：給与表 W3 の期限付き教授（5 年間）または同じレベルでの職員関係
  - ・番号：12/35-2010
  - ・任務領域：ISQ の業務管理および学術的指導と結合して、上記専門分野での研究および教

<sup>22</sup> 前掲注(16)の“academics.de”の中から公募掲載ページを参照。

育（教授義務：週あたり 2 時間）

- ・ 任務の特色：ISQ は、ベルリンおよびブランデンブルクの両州に学術的に基礎づけられた業務達成を行うサービス機関であり、次の特色を有する。
  - 教育スタンダードと能力水準の機能化
  - 比較作業のための課題の開発および標準化
  - 学校の自己評価、他者評価の助成／オンラインによる質問
  - 地域のための教育報告
  - ベルリンおよびブランデンブルクにおける文部大臣会議の教育スタンダードの置き換えレベルの検証
- ・ ベルリン自由大学における任務の特色：教育科学研究者および学生のための方法論の教育
- ・ 採用のための要件：「ベルリン大学法」第 100 条による。
- ・ その他の要件：理論的および方法論的に基礎づけられた学校達成測定領域における知識を有すること。教育と関連する研究、政策および実践の共同作業の経験／第三者資金プロジェクトの獲得、実施の経験を有すること。
- ・ 将来期待される活動：テーマ領域「学校および授業研究」に関する学部の研究組織構築にあたっての関与。
- ・ 新たに任期を設けた任用ないし任期の撤廃の可能性がある。この場合、「ベルリン州大学法」第 102 条 2 項および第 94 条 2 項 1 文が適用される。
- ・ 同等の資格の場合、重度障害者は優先して考慮される。
- ・ ベルリン自由大学は、女性の採用を要請している。
- ・ インターネット URL：[www.fu-berlin.de](http://www.fu-berlin.de) E-Mail：[deanfb12@zedat.fu-berlin.de](mailto:deanfb12@zedat.fu-berlin.de)
- ・ 書類送付先：通例の必要書類とともに通し番号 12/35-2010 を付して、下記に送付のこと。  
Freie Universität Berlin, Fachbereich Erziehungswissenschaft und Psychologie,  
Dekanat, Postfach Ewi 1, Habelschwerdter Allee 45, 14195 Berlin

### 6-3. ハイデルベルク大学における教授招聘の手続き

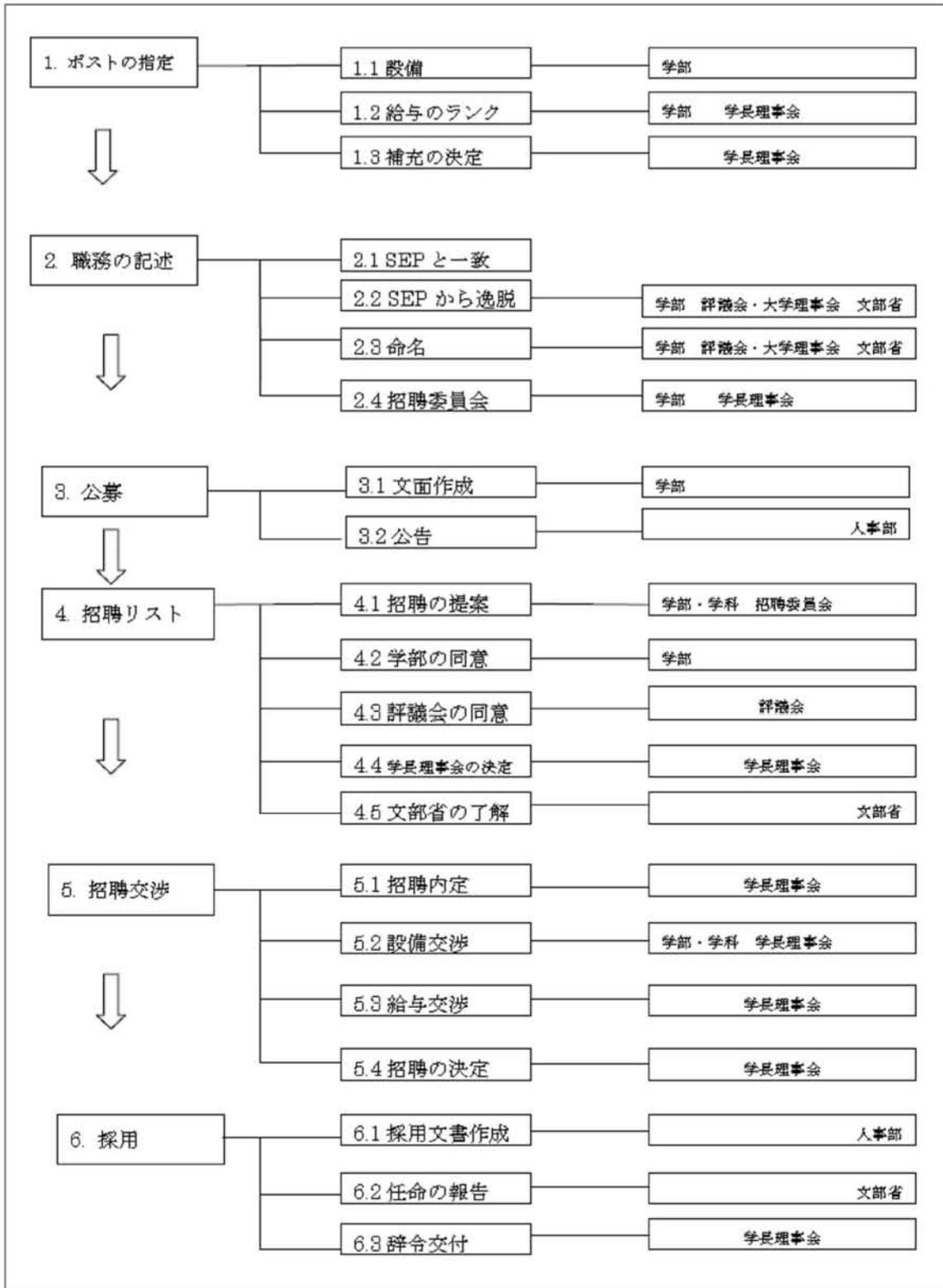
以下では、ハイデルベルク大学を例にして、教授招聘の手続きをより詳細にたどってみる<sup>23</sup>。

その流れは、図 3 に記したように<sup>24</sup>、(1)ポスト補充の決定、(2)職務の記述、(3)公募、(4)招聘リストの作成、(5)招聘交渉、(6)採用の大きく 6 段階に区分できる。

<sup>23</sup> 以下の記述は、教授招聘の手続きに関してハイデルベルク大学人事部が作成した資料による（Universität Heidelberg(2008)）。

<sup>24</sup> 図 3 の右側に、それぞれの手続きにおいて権限を有する部署が記されている。Universität Heidelberg(2008),S.2.

図3 教授採用に至るまでの手順（ハイデルベルク大学の場合）



〈出所〉 Universität Heidelberg(2008), S.2.

## (1) ポスト補充の決定

教授ポストが空席となる場合、補充するか否かが検討される。補充する場合、学部は、学長理事会<sup>25</sup>に「補充願」を申請する。申請書には、必要な設備、どのレベルの教授を想定しているかが記載される。ポスト補充の決定は、学長理事会が行う。

## (2) 職務の記述 (Funktionsbeschreibung)

- ① 補充することが決まると、その職務について記述される<sup>26</sup>。補充する教授の職務がハイデルベルク大学の「構造および発展計画」(SEP)に盛り込まれていない内容の場合、評議会<sup>27</sup>、大学理事会<sup>28</sup>に諮り、バーデン・ヴュルテンベルク州学術・研究・文化省(以下、学術省)の認可を得る。
- ② 招聘委員会が設置される。
  - ・ 学部は、招聘委員会委員の人選の提案権を有する。
  - ・ 学長理事会は、学部の同意を得て招聘委員会を設ける。
- ③ 招聘委員会の委員となる者は、以下のとおりである。
  - ・ 統括 (Leitung) 者として、学部理事会または学長理事会の構成員
  - ・ 教授 (過半数以上)
  - ・ 他学部の教授 : 2 名
  - ・ 少なくとも 1 名の大学外の専門家
  - ・ 専門に通じた女性 2 名
  - ・ 学術協力者等の代表 1 名
  - ・ 学生 1 名

このほかに審議権 (beratende Stimme) のみをもって次の者が委員会に参加する。

---

<sup>25</sup>ハイデルベルク大学の「学長理事会」(Rektorat) は、学長、副学長 4 名 (研究担当、国際関係担当、質保障担当、教育担当)、事務局長の 6 名で構成されている。

<sup>26</sup>バーデン・ヴュルテンベルク州大学法では、次のように規定されている。「教授の正規定員の機能記述にあたっては、担当する専門の適切な幅が考慮される。職務課題の決定は、適切な間隔で検証の留保のもとにある。ポストの機能記述またはその変更、ならびに職務課題の決定に関しては、大学の申請により学術大臣が決定する。当該学部または専門部会、当事者は事前にヒアリングを受ける」(第 46 条 3 項)。

<sup>27</sup>大学理事会 (Universitätsrat) は、外部有識者 6 名、学内出身者 5 名 (教授 3 名、学術職員 1 名、学生 1 名) の 11 名で構成される。なお、大学理事会のメンバー、文部省職員も同席する (ただし、議決権は有しない)。

<sup>28</sup>全学評議会 (Senat) は、学長、副学長 (4 名)、事務局長、学部長 12 名、教授代表 8 名、学術職員代表 4 名、事務職員代表 4 名、学生代表 4 名から構成されている。

- ・ 男女平等問題受託官 (Gleichstellungsbeauftragte) (バーデン・ヴュルテンベルク州 大学法第 (LHG) 第 4 条)
- ・ 評議会報告者 (Senatsberichterstatter) <sup>29</sup>

### (3) 公募 (LHG 第 48 条 2 項)

基本原則として、教授は、通例国際的に公募されなければならないとされている。公募の文面は、学部が作成する。「同等な資質の場合の女性、重度障害者優遇」の文言を入れるものとされている。公告の事務は、大学人事部が行う。

### (4) 招聘リストの作成 (LHG 第 48 条 4 項, 「大学定款」第 24 条)

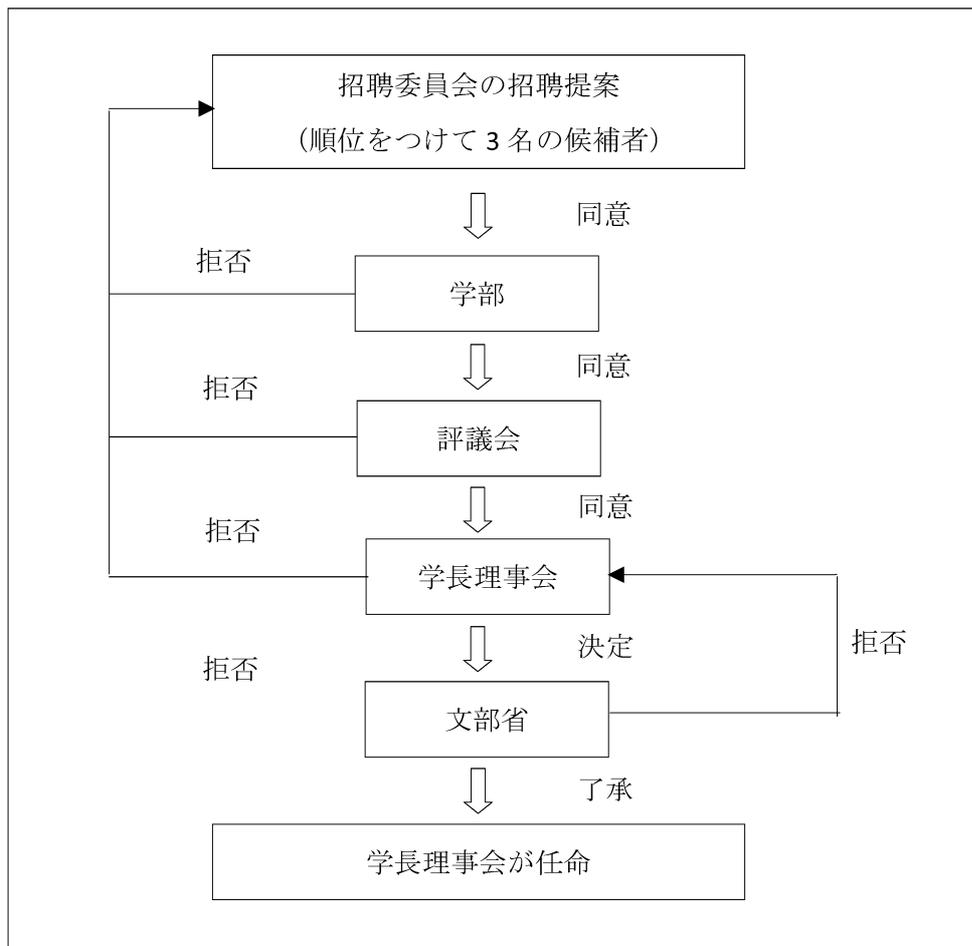
- ① 招聘委員会は、到着した志願者の書類を吟味し、予備選抜を行う (大体 8 名位に絞り込む)。
- ② 予備選抜された志願者に公開の講演 (30~45 分程度) を課し、引き続き質疑応答の時間を設ける (15~20 分)。
- ③ 公開の講演と質疑応答の終了後、招聘委員会による面談を行い、志願者を 3 ないし 5 名位に絞ったリストを作成する (順位はまだつけない)。
- ④ この者たちの業績について、委員以外の外部の専門家 (少なくとも 2 名) に所見を求める。
- ⑤ 学部の学習担当部長 (Studiendekan) は、リストに掲載された候補者の教育上の能力および経験について意見を表明する。
- ⑥ 男女平等問題受託官は、男女平等が考慮されているかどうか等について意見を表明する。
- ⑦ 外部専門家の所見を参考にして、招聘委員会は、順位を付けた招聘リストを決定する。そのあと次の順序で学内の同意を得る (図 4 を参照)。
  - ・ まず学部の同意 (Zustimmung) を得る。得られない場合は差し戻しとなる。
  - ・ 次に、評議会の同意を得る。得られない場合は差し戻しとなる。なお、評議会報告者は、招聘委員会でどんな議論が行われたかその経過を評議会で報告する。
  - ・ 以上を経て学長理事会は、招聘提案について学内最終決定をする (同意が得られない場合は差し戻し)。
  - ・ 招聘提案のなかに盛り込まれる内容は以下のとおりである。

<sup>29</sup> 機能記述に関する立場表明とともに、評議会は評議会報告者を任命する。

1. 手続きについての記述および順位付けの理由
2. リスト掲載者への賛辞 (Laudationes der Listeninhaber)
3. 学習担当学部長の見解 (Stellungnahme des Studiendekans)
4. 男女同権担当官の見解 (Stellungnahme der Gleichstellungsbeauftragten)
5. 志願者リスト
6. 公募の文面
7. リスト掲載者の履歴、著作リスト、これまでの教育歴
8. 所見
9. 評議会のためのチェックリスト

- ⑧ 大学人事部は、文部省の了承 (Einvernehmen) を請求する (了承が得られない場合は、学長理事会に差し戻される)。
- ⑦ 文部省から同意が得られると、学長は、第1位の候補者を任命することができる。

図4 招聘委員会による招聘提案の流れ



〈出所〉 Universität Heidelberg(2008), S.18

## (5) 招聘交渉

招聘候補者が内定するとその者との間で招聘交渉が開始される。

- ① 招聘候補者は、学部長、学科長と処遇面で予備面談する。
- ② 招聘候補者は、文書で設備面、給与面での希望を表明する。
- ③ 学部長、学科長、学長理事会との間で予備交渉が行われる。
- ④ 学長理事会と招聘候補者との間で、設備面、給与面について招聘交渉が行われる。
- ⑤ 交渉結果が学長理事会で承認される。
- ⑥ 招聘候補者は、招聘交渉で取り決められた内容が記載された文書を受領する。

## (6) 採用

- ① 招聘候補者は、任命に関する書類に必要事項を記載する。
- ② 人事部は、この書類を学術省に提出する。
- ③ 文部省は、任命文書を作成する。
- ④ 任命文書に、州首相 (Ministerpräsident) がサインする。
- ⑤ 招聘手続きがすべて終了する。学長から辞令が手渡される。

以上、ハイデルベルク大学における教授採用に至る手続きを概観した。なお、基本的に大学教授の採用にあたり年齢制限はない<sup>30</sup>。ただし採用にあたり年齢を考慮することはできる。各州の規定による。たとえば、バーデン・ヴュルテンベルク、ヘッセン、ラインラント・プファルツ、ザクセンでは、終身官吏に関する年齢制限を 50 歳においている。ノルトライン・ヴェストファーレンでは、官吏の採用は 45 歳までとなっている。バイエルンとテューリンゲンでは終身官吏は 52 歳までとされている。採用年齢を超えていても財務大臣の同意の下で個々のケースで判断される。外国人、産業界出身者など考慮される。

## 7. 大学教員の昇進（昇進の年齢等に関するルール、昇進の基準、決定方法）

要点を記すと次のようになる。

- ・大学教員の昇格は、基本的に他大学への移動によるものとされる。
- ・教授は、W1（ジュニアプロフェッサー）から W2（教授）、W2 から W3（正教授）というように、上位のランクに昇進するためには、公募に応じなければならない。公募では、基本的

---

<sup>30</sup>前掲注(16)の“academics.de”の中から「年齢制限」について記載された記事を参照。

([http://www.academics.de/wissenschaft/altersgrenzen\\_fuer\\_habilitation\\_und\\_professur\\_in\\_deutschland\\_41749.html](http://www.academics.de/wissenschaft/altersgrenzen_fuer_habilitation_und_professur_in_deutschland_41749.html))

に同一学内出身者は招聘されない（理由のある特別の場合にのみ認められる）。したがって教授（W2）となっても、W2 から W3 への昇進は、基本的には同一学内で認められない。

- ・例外として次のようなケースは考えられる。W2 の者が他大学から W3 教授として招聘されることになった場合、残留交渉（Bleibeverhandlung）のなかで、大学を移ることなしに W3 教授となることは可能である<sup>31</sup>。

以下は、ハイデルベルク大学 Bernhard Eitel 学長、エアランゲン・ニュルンベルク大学 Karl Dieter Gröske 学長の経歴である<sup>32</sup>。

ハイデルベルク大学 Bernhard Eitel 学長
1959 年：カールスルーエで生まれる
1979 年：大学入学資格（アビトゥーア）取得
1980 - 1986 年：カールスルーエ大学で地理およびドイツ語ドイツ文学を専攻 （国家試験合格）
1986 - 1989 年：カールスルーエ大学地理学および地球生態学インスティトゥート学術雇員 （Wissenschaftlicher Angestellter）
1989 年：博士号取得（シュトゥットガルト大学、卓越した成績）
1989 年：シュトゥットガルト大学地理学インスティトゥート学術雇員
1989 - 1995 年：シュトゥットガルト大学地理学インスティトゥート学術助言者 （Akademischer Rat）
1994 年：大学教授資格取得（シュトゥットガルト大学）
1995 年：パッサウ大学自然地理学教授（C3）
2000 年：ゲッティンゲン大学自然地理学教授招聘（辞退）
2001 年：バイロイト大学自然地理学教授招聘（辞退）
2001 年からハイデルベルク大学自然地理学正教授（C4）、地理学インスティトゥート主任
2002 - 2004 年：化学および地球科学学部学部長代理
2004 - 2006 年：数学・自然科学総合学部学部長、化学および地球科学学部学部長
2005 - 2006 年：評議会スポークスマン
2006 - 2007 年：化学および地球科学学部学部長代理
2007 年からハイデルベルク大学学長（Rektor）

<sup>31</sup>たとえば、「関連する条文」に掲げた「ヘッセン州大学法」第63条1項を参照。

<sup>32</sup>いずれもそれぞれの大学のホームページを参照。